板橋区徴税指導員設置要綱

(令和元年11月25日区長決定) (令和6年12月1日一部改正)

(目的)

- 第1条 この要綱は、区税の滞納整理事務を促進し、より一層の公正で公平な事務の遂行を 図るため、会計年度任用職員の任用等に関する規則(令和元年板橋区規則第41号。以下 「会計年度任用職員任用規則」という。)に基づき、徴税指導員の設置及びその取扱いに 関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 徴税指導員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の 定めるところによる。

(職務)

- 第2条 徴税指導員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 滞納整理事務に関する助言及び指導に関すること。
- (2) 前号に付随する事項

(設定数)

第3条 徴税指導員の設定数は、5人とする。

(任用)

- 第4条 徴税指導員は、次の各号の全てに該当する者のうちから、選考により区長が任用する。
- (1) 東京都若しくは国における租税滞納整理事務の経験が概ね 10 年以上ある者、税理 士法(昭和 26 年法律第 237 号)第3条に規定する税理士となる資格を有する者又は税理 士事務所(税理士法第 40条)等において租税関連事務の経験が概ね 10 年以上ある者
- (2) 区税に深い理解と関心を持ち、区民福祉の増進に熱意を示す者
- (3) 心身ともに健康で、職務の遂行に適すると認められる者
- 2 任用に当たっての選考の方法は、東京都板橋区徴税指導員任用選考要領(平成 29 年 12 月 21 日部長決定)に基づき、行うこととする。
- 3 徴税指導員の任用は、発令通知書(別記第1号様式)による。
- 4 徴税指導員の任用に当たり、勤務条件通知書(別記第2号様式)を交付する。

(任用決定者の提出書類)

- 第5条 徴税指導員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。ただし公募によらない選考により任用されるものは以下の書類の全部又は一部を省略することができる。
- (1) 履歷書
- (2) その他総務部納税課長(以下「課長」という。)が必要と認める書類

(任期)

- 第6条 徴税指導員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要かつ十分な 任期を定めるものとする。
- 2 区長は、徴税指導員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第7条 徴税指導員に対する分限は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び職員の分限に関する条例(昭和35年板橋区条例第14号)の定めるところによる。

(懲戒処分)

第8条 徴税指導員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例(昭和 35年板橋区条例第15号)の定めるところによる。

(服務)

第9条 徴税指導員の服務は、東京都板橋区処務規程(昭和44年板橋区訓令甲第2号)の

定めるところによる。

2 職務に従事するときは、区長が発行する身分証明書(別記第3号様式)を常に所持しなければならない。

(勤務時間等)

- 第10条 徴税指導員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 勤務日数は月16日とし、勤務日は課長が定める。
- (2) 勤務時間は、1日につき7時間45分とする。
- (3) 徴税指導員の正規の勤務時間は8時30分から17時15分まで、又は8時45分から17時30分まで(それぞれ次号の休憩時間を含む。)のいずれかとする。また、勤務時間については課長が定める。
- (4) 徴税指導員の休憩時間は、12時から13時までとする。
- 2 前項に定めるもののほか、徴税指導員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員 の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年板橋区規則第40号。以下「会計年度 任用職員勤務時間規則」という。)の定めるところによる。

(勤務場所)

第11条 徴税指導員の勤務場所は、課長が定める。

(休暇等)

第 12 条 徴税指導員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第 13 条 徴税指導員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の 特例に関する条例(昭和 35 年板橋区条例第 17 号)、職員の職務に専念する義務の免除に 関する規則(昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号)等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第14条 徴税指導員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年板橋区条例第21号)及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年板橋区規則第39号)の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第15条 徴税指導員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務 員災害補償法(昭和42年法律第121号)、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する 条例(昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

(社会保険等)

第 16 条 徴税指導員に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の定めるところによる。

(研修)

第17条 徴税指導員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第 18 条 徴税指導員の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則(昭和 59 年板橋 区規則第 10 号)の定めるところによる。

(被服)

第 19 条 徴税指導員に対する被服の貸与は、東京都板橋区被服貸与規程(昭和 35 年板橋 区訓令甲第 6 号)の定めるところによる。

(人事評価)

第20条 徴税指導員の人事評価については、板橋区人事評価規程(平成8年板橋区訓令第

20号)の定めるところによる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に 定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 この要綱は、令和6年12月1日から施行する。